

特別警報・台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

京都市【(京都・亀岡)(京都府南部)と表示される場合もあります】に『特別警報』・『暴風警報』・『震度5弱以上』の地震が発生した時等は、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

非常措置をとる場合は、学校ホームページや「京都市 PTA・学校幼稚園配信メール」(以下、メール)等でお知らせします。

記

【登校前に発令された場合(発生した場合)】

1 『特別警報』が発令された場合

- 解除されるまでは命を守る行動を取ることを前提とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- ・深夜0時までに解除になった場合 5校時より始業(給食は中止)
- ・深夜0時現在、特別警報発令中場合 臨時休業

2 『暴風警報』が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時…10:50～ 始業 (木曜は10:40～)
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時…13:55～ 始業(給食は中止) (木曜は13:30～)
- ・午前11時現在で暴風警報が発令されている場合 臨時休業

3 『大雨警報』『洪水警報』等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

4 『避難指示』『緊急安全確保』等が発令された場合

明德学区は、「土砂災害特別警戒区域」を含むとともに、「水害による避難指示等の発令対象学区」です。明德学区に「避難指示」が発令された場合には、原則、「2『暴風警報』が発令された場合」に準じた措置を取ります。（但し、「緊急安全確保」が発令された場合は、「1『特別警報』が発令された場合」に準じた措置を取ります。）

しかし、天候の見通しや校区の様子から授業を実施する場合がありますので、登校を見合せ、自宅待機させてください。臨時休校、授業開始などの情報は、学校ホームページやメール配信等でお知らせします。

※メール配信登録がまだの方は、登録にご協力ください。登録手順のプリントがない場合はお渡ししますので、担任にお申し出ください。

5 『震度5弱以上』の地震が発生した場合

○次の登校日を臨時休業とします。

- | | |
|---------------------|----|
| ・下校後、深夜0時まで発生した場合 | 翌日 |
| ・深夜0時以降、登校までに発生した場合 | 当日 |

○『震度5弱以上』の地震が、休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやメール配信等で授業を実施する旨を連絡します。

○臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、学校ホームページやメール配信等で連絡します。

【**在校中に発令された場合(発生した場合)**】

○直ちに臨時休業とします。ただし、下校の安全が確認できるまでは、原則として児童を学校に留め置きます。

○その後、帰宅させるか学校に留め置くかは、保護者への引き渡し方法もふまえ、適切な状況判断により決定し、学校ホームページやメール配信等でお知らせします。

* 緊急連絡先については常に最新のもの担任にお知らせください。(携帯電話が変更されて連絡ができないことがあります。)

* 区域外通学している場合は、町別で集団下校できませんので、保護者の方のお迎えをお願いします。

* 放課後まなび教室も同様に臨時休講となります。

* 学校が外部との連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますようご協力をよろしく願います。

※ **特別警報・暴風警報等の発令中や解除直後、地震発生後**

○地域の状況を十分確認してください。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀には気をつけてください。また、川の増水、余震などの可能性があります。不要不急の外出などは控えてください。外に出なければならない時には、川や倒壊の恐れのあるところには近づかないなど、十分ご注意ください。